



28年度 公定規格改正について 説明会並びに研修会を開催

「平成28年度 公定規格改正について 説明会並びに研修会」を3月17日、東京都千代田区の法曹会館において開催致しました。当協議会会員等37人の方々にご参加いただきました。

来賓として、農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室資材効率利用推進班課長補佐の伊藤博行様、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料企画班登録基準係長の滝本陽一様、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの方々にご出席頂き、肥料取締法における肥料の表示等についてご説明いただきました。

説明会終了後には研修会として、農林水産消費安全技術センター規格検査部規格検査課主任調査官の渡部英悦様に「有機農産物のJAS規格制度、肥料の不正表示等について」を演題にご講演いただきました。有機農産物のJAS規格制度の概要から有機農産物に使用できる肥料及び土壌改良資材まで、不正表示の概要等について、お話をいただきました。



中島吉之会長あいさつ

家庭園芸肥料・用土協議会の説明会及び研修会では、例年肥料の公定規格の変更や、業界に関わる様々な分野の講演をおこなってまいりました。今回は、さらに肥料や用土の品質基準の安定を図るという目的で、説明会、研修会ともに農林水産省様、FAMIC様を迎えての講演となっております。

ぜひ会員の皆様には、肥料や用土の法律がどのように変わっていくのかを学び、各会員企業の製品の品質保全につなげていただきたいと思いますと考えております。



先日、あるHCの講演会で話を伺う機会がありました。そこでは今後日本の人口は減少し、人口も都市に集中するという予測の中で

HCはどうあるべきか、また小売業としてどう生き残るかという話をされていました。そのためには、農業資材に特化し、力を入れて販売していく事が重要だという内容でした。

また、これからの人口の変遷を考えると、農業という部分を我々の業界の中でより強く進めていくことが必要だと感じました。

さらに先ほどの品質保全という観点から考えても、農林水産省様やFAMIC様とのつながりは、非常に重要なことであり、今後より一層協力関係を強めていきたいと考えております。

来賓祝辞

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課
肥料企画班 登録基準係

滝本 陽一 係長

皆さん御存知の通り一昨年の一部の肥料業者で表示の偽装が起り、肥料業界の信頼自体が失われる事態になりました。

最近では表示の偽装に限らず、汚泥肥料の悪臭の問題や、輸入粗飼料に含まれるクロピラリドという除草剤の成分が、牛ふん堆肥を通じて生育障害を発生させるというような問題も起こっており、国会でもかなり大きな問題として取り上げられています。

一方で、政府の規制改革推進会議で資材費の低減が議論されてきました。TPPの大筋合意を受け、議論されてきた話題ではありますが、特に肥料については、一般的にわかりやすい資材ということもあり、新聞では銘柄数が2万以上と非常に多いことが指摘されたり、業界構造としても生産業者が多すぎるのではないかと、競争の原理が働いていないのではないかと意見があったり、農家の段階で価格が「見える化」されていないというような部分が注目され、平成28年11月29日に農業競争力強化プログラムが、政府の農林水産業・地域の活力創造本部で決定されました。表示偽装等の色々な問題に加えて、資材費の低減に今後肥料業界として取り組む必要があり、業者の皆さんにはかなり風当たりの強い時代になってきたと感じます。農業競争力強化支援法では、農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直し、その他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこととされており、肥料取締法についても点検していくことになっています。

業界の皆さんにも頑張ってくださいに加えて、国としても肥料の品質を落とさずに規制を緩和することに取り組んでいきたいと思っております。



28年度 肥料取締法施行規則等の一部改正等について

今回改正内容として大きく二つに分けられます。

一つ目は、指定配合肥料の要件の緩和であり、二つ目は一部の普通肥料の登録の有効期間の延長です。

(1) 指定配合肥料の要件緩和

基本的に普通肥料を業として生産しようとする者はその普通肥料について、銘柄ごとに登録を受けなければなりません。ただし、登録を受けた肥料のみが原料として配合される肥料にあっては、登録を受けずに届出だけで生産することを認めており、これについては日本独自だと思いますが、かなり緩和された制度になっています。一方で、この指定配合肥料については、登録を受けた肥料であれば何でも混ぜることができる訳ではなく、肥料の品質を低下させないという前提の配合パターンに限ることになっていて、そうでない配合のパターンは法令の中で禁止をしています。

具体的に3つの事項について今回改正しています。一つ目が、硝酸化成抑制材としてジシアンジアミドを使用した普通肥料の原料利用の解禁です。硝酸化成抑制材については、硝酸化成抑制効果について個別に判断する必要があるとしていました。そのため、硝酸化成抑制材が入った肥料については、当然指定配合肥料の原料として用いることはできませんでした。

しかし、ジシアンジアミドは現在、最も多く使われている硝酸化成抑制材であり、ジシアンジアミドを原料として使った登録肥料としてかなり出回っている流通実績があります。そのなかで安全性の問題や効果の問題は今まで報告されておりません。そういうものは規制を緩和しましょうという趣旨で、ジシアンジアミドに限ってはこれを使った肥料を指定配合肥料の原料としての使用を認めることとしました。

二つ目は、粒状の炭酸カルシウム肥料と他の種別の肥料との配合の解禁です。これまで、石灰質肥料またはけい酸質肥料を他の種別を配合した肥料は、中和反応が起こり、肥効が失われる恐れがあるため原則として認めないこととしておりました。今般、石灰質肥料のうち、粒状の炭酸カルシウム肥料については、中和反応が起こらないということが確認されたため、他の種別の肥料との配合を認めることとしました。考え方としては、粉同士を混ぜると当然接触面積が増え、反応が起こりやすくなりますが、粒の炭酸カルシウム肥料を使った場合には、接触面積が小さくなり、保証成分量に影響するような窒素分の揮発が生じないということが科学的に判明しましたので、緩和するということです。

三つ目はシリカゲルの指定配合肥料への利用の解禁で

す。指定配合肥料には原則として、配合時に材料を加えることは認めていませんが、一部固結防止材については、平成25年12月から粉末シリカゲルなど8材の使用を認めています。まぶすことにより肥料毎が接触して固結することが少なくなるという意味で粉末状のものは認めてきましたが、今回、粒のシリカゲルについて肥料袋中の水分を吸収し、固結を抑制することを実験で確認しましたので、粒のシリカゲルについても指定配合肥料の材料として使用することを認めていくこととしました。

(2) 一部の普通肥料の登録の有効期間の延長

登録の有効期間は原則として3年とされていますが、農林水産省令で定める肥料については6年とされています。これは、肥料の種類によっては、原料及び生産方法がほぼ固定化し、かつ、原料等から見て、安全性等について新たな知見が生ずるおそれも少ないものについては有効期間を長期とすることが適当であるためです。

今般、次に掲げる肥料について、原料及び生産方法がほぼ固定化し、かつ、原料等から見て、安全性等について新たな知見が生ずるおそれも少ないものと認められたことから、以下の肥料の登録の有効期間を6年とすることとしました。

- 1) 登録の有効期間が6年である窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆した被覆窒素質肥料
- 2) 登録の有効期間が6年である窒素質肥料に、登録の有効期間が6年である窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合した混合窒素質肥料
- 3) 登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆した被覆りん酸肥料
- 4) 登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料又は熔(よう)成微量要素複合肥料、りん酸含有物(りん鉱石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。)、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、銻さい若しくはほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えた加工りん酸肥料
- 5) 登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料に登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合した混合りん酸肥料
- 6) 次に掲げる混合有機質肥料
ア 登録の有効期間が6年である有機質肥料に登録の有効期間が6年である有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、

乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの

イ アの混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの

7) 次に掲げる化成肥料

ア 登録の有効期間が6年である窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形した化成肥料

イ アの化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに、現行の第643号告示第3項第2号若しくは第3号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は同項第4号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

8) 登録の有効期間が6年である窒素質肥料、りん酸質

肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形した成形複合肥料

9) 登録の有効期間が6年である化成肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆した被覆複合肥料

10) 登録の有効期間が6年である窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ（りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合した配合肥料

化成肥料など、会社によっては独特の生産工程で生産しており、公定規格の告示に当てはまるか不明の場合は、相談していただければと思います。

生産資材価格の引き下げについて

T P Pの大筋合意を踏まえて、国として何をしていくのか検討してまいりました。その中で農業者の努力では解決できない構造的な問題を具体的にどう取り組んでいくのか、取りまとめをしております。

支援的な法整備をするということで、農業競争力強化支援法の制定に至った経緯や業界再編の支援の措置についてお話させていただこうと思っております。

まず農業競争力強化プログラムの説明からいたします。趣旨は、生産者の所得をどう向上させていくか、農業者の努力だけでは解決できない構造的な問題について、手をつけていくということです。生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、という項目で、いかに生産資材価格を引下げていくかということが書いてあります。

(1) 農業競争力強化プログラム

①生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。

②生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際基準に準拠するとともに、

生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

③国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争条件の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。

④国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。

⑤多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。

⑥生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

⑦メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

⑧国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進する。また、時代のニー

ズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

⑨農業については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。

⑩戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

⑪上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

⑫上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

以上がプログラムに書かれた生産資材の価格引き下げに向けた取組で、かつその中でも国がすべきことです。

(2) 農業競争力強化支援法案の概要

法の目的としては、農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要であり、このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図るものです。

肥料業界としては、「良質かつ低廉な農業資材の供給」による資材コストの引下げについて、生産資材業界の再編と法制度、規制等の見直しによって進めていくということです。それが法律の中に書いてあります。

具体的な法案の概要ですが、国が講ずべき施策としては、農業生産関連事業の事業環境の整備として、規制・規格の見直しや、良質低廉な農業資材の開発の促進、農産物の消費者への直販の促進、事業再編・事業参加の促進、農業者への情報提供として農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」等があげられます。

その中で、事業再編又は事業参加を促進するための措置については、まずは国が対象事業の将来のあり方、方向性等を定めた実施指針を策定します。具体的にどう書くかはまさにこれから議論していきます。

それを踏まえて、事業再編促進対象事業者ごとに事業再編計画を提出いただき、大臣の認定を受けると、支援措置（農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資や中小企業基盤整備機構の債務保証等の金融支援、登録免許税の軽減措置等の税制特例等）が受けられます。

Q&A

● **Q①** クロピラリドが混入した堆肥等が園芸作物に及ぼす影響とその混入を防止するための行政上の対応について教えてください。

A) クロピラリドは農薬の有効成分で、日本の粗飼料の輸入元であるアメリカ、オーストラリア、カナダなどで使われています。国内では、農薬として登録するための申請がこれまでないため、登録されておらず、使用が認められておりません。

日本の畜産業においては、粗飼料を100%自給できておらず、輸入元の90%を占めるアメリカ、オーストラリア、カナダでクロピラリドを飼料生産に使用しています。クロピラリドを含む粗飼料を食べた家畜から排出されるふん尿を基に製造した堆肥をクロピラリドへの感受性の高いトマトなどの園芸作物に施用すると、生育障害が発生してしまうことがあります。これは平成17年から問題となっており、平成17年には通知を発出して周知を図っていたところですが、去年、一部の県で経済的に大きな被害を及ぼす事案が発生しました。この事案をうけて、今般、再度川上から川下まで周知徹底を図る通知を発出いたしました。

農林水産省では、クロピラリドによる被害を回避するため、粗飼料輸入業者に対して、クロピラリドが含まれる可能性の低い粗飼料の輸入販売に努めるよう働きかけを実施しています。加えて、粗飼料や堆肥にクロピラリドが含まれる可能性の有無や、堆肥施用上の注意事項等の情報について、都道府県を通じ、川上である粗飼料輸入販売業者から畜産農家、さらに堆肥製造・販売業者を通じて、エンドユーザーである園芸農家まで正確な情報を確実に伝達することで、栽培する作物に応じた適切な対応を行っていただくよう周知を図っております。

近々農林水産省のウェブページに、クロピラリドに関する情報について掲載されます。国としての取組や、わかりやすく説明したパンフレットなどが掲載される予定ですので、そちらもあわせてご覧ください。

● **Q②** クロピラリド以外の農薬やその他の化学物質が堆肥に混入して植物に障害を及ぼす事例とその防止を行政上の対応について教えてください。

A) 現時点でクロピラリドのほかに肥料中の化学物質等が植物に障害を及ぼすという事例は承知していません。

● **Q③** 洗剤（洗濯用や食器用）でよく見かける販売方法ですが、簡易的な包装の肥料を、先行販売している同一銘柄容器の「つめかえ用」と表示して販売してもよいですか？

A) 保証票の記載事項については肥料取締法で決まっていますが、保証票の枠内に「つめかえ用」と記入することはできませんが、保証票の欄外であれば「つめかえ用」と表示して販売することについては、肥料取締法上の規制はありません。

例えば、混合すると、塩素系の危険な物質が発生するとか、施用者に危害を及ぼすようなものが発生するとか、化学反応が起きるといような、あまり肥料では考えにくいと思いますが、そのような

点については御留意ください。

● **Q④** 昨年度の肥料登録・届出の件数（普通肥料、指定配合）はどのようになっていましたか。国と都道府県に分けて教えてください。

A) 登録肥料に関して、直近のデータは平成 26 年のものになりますが、国への登録は平成 26 年度（4 月～翌年 3 月）に 885 件。都道府県への届出は、平成 26 年（1～12 月）に 127 件ありました。指定配合肥料については、国への届出は平成 26 年（1 月～12 月）に 2926 件、都道府県への届出は平成 26 年（1 月～12 月）に 121 件ありました。

● **Q⑤** 直近 5 年間の家庭園芸用複合肥料の登録件数の変動はどのようになっていきますか。

A) 平成 22 年に 35 件、23 年に 25 件、24 年に 28 件、25 年に 31 件、26 年に 30 件それぞれ登録されています。

● **Q⑥** BSE の発生時から肥料について肉骨粉の使用禁止、製品へのタンパク質の含有表示などの行政指導や義務化がありました。その後、肉骨粉等の利用が条件付きながら認められてそれらが緩和されましたが、現時点での肉骨粉等の利用に関する行政指導や義務についてまとめて教えてください。

A) BSE の対策について、簡単に申し上げます。平成 26 年に牛由来の原料を原料とした肥料を生産する場合の条件が大きく変わりました。まずは、牛の部位を原料とした場合は、牛の脊柱等が含まれていないものとして農林水産大臣の確認を受けていることや、肥料の摂取に起因して生ずる家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定める管理措置が行われている必要があり、具体的には、摂取防止措置又は原料加工措置、肥料の原料工程を管理するための措置等があります。

摂取防止措置とは、肉骨粉等を使用した肥料を農業者や肥料販売業者等へ出荷する際に、牛等が摂取しないように、摂取防止材（消石灰 5%、とうがらし粉 5%、パームアッシュ 10%）又は化学肥料等を 50%以上混合したり硫黄等で被覆することです。

原料加工措置とは、肥料の生産工程において、BSE の発生予防に効果があると認められる炭化、灰化、熔融、蒸製等の原料の加工を行うことで、これらの工程により異常プリオンが不活化されるか、BSE 発生に影響がない程度まで低減することで、原料加工措置を行った場合は摂取防止措置を行わなくても良いとしています。

肥料の原料工程を管理するための措置とは、肥料の生産業者が、摂取防止措置又は原料加工措置を行っていない肉骨粉等を原料として他の生産業者や販売業者へ出荷する際に「肥料原料供給管理票」を交付して譲り渡す方法であり、農家又は指定配合肥料生産業者へ譲り渡す際には、摂取防止措置又は原料加工措置のいずれかを行った肥料でなければならないとしています。

最後に、牛由来の原料を原料として生産された肥料はその旨を容器に「この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。」と表示することになっています。

詳細については、「牛由来の原料を原料とした肉骨粉等の肥料利用に関する手続きマニュアル」を公開しておりますので、こちらを参照ください。

● **Q⑦** 「庭先配合」の進展や内容について教えてください。

A) 「庭先配合」とは、農家からの委託に基づき肥料の生産業者等が肥料を配合することです。この件については、現在、農業者と肥料生産業者の実態を踏まえつつ、法令上の整理を実施しているところ。

ある程度方向性が決まった段階で皆さんにお知らせしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

● **Q⑧** 液状複合肥料という規格の範疇に入る肥料にビタミンを添加した場合、この肥料は液状複合肥料または家庭園芸用複合肥料の規格、どちらの肥料とすべきでしょうか？

A) 法律においては、原料と材料は明確に区別しておりまして、原料は肥料の主成分に係るものなど、肥料としての栄養素となるような成分を含むものであり、材料は、肥料の品質を保つために固結を防止したり、肥効を調整したりするなど、肥料の付加価値又は効果を高めるものです。ビタミンについては材料に分類されますが、規格が液状複合肥料か家庭園芸用複合肥料かについては、材料の有無は関係ありません。保証値が液状複合肥料の規格の範疇に入るのであれば、材料の有無にかかわらず、液状複合肥料となります。

ビタミンを材料として使うことについては、昭和 61 年 4 月 25 日に「肥料取締法施行規則の一部改正等に伴う今後の肥料取締りについて」という局長通知により、家庭園芸用として販売する旨要請しています。こうした肥料の場合、告示に則って容器又は包装に家庭園芸専用と表示してください（家庭園芸用複合肥料で登録を取ることと、家庭園芸専用と表示することは同義ではありません。）。

● **Q⑨** 酸性の肥料では「石灰硫黄合剤」と混合すると、有毒ガスが発生する恐れがあり危険ですから混用は行わないこと。の念書を提出しますが、このケース以外で念書を提出しなければならないケースがありますでしょうか？

A) 「りん酸第一石灰」や「りん酸第一加里」は、農業である「石灰硫黄合剤」と混合すると、有毒ガスである硫化水素が発生します。このような事故を未然に防ぐため、りん酸第一石灰やりん酸第一加里を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料を登録する際は、念書を添付いただいております。石灰硫黄合剤以外では念書を添付する必要はありません。

● **Q⑩** 肥料成分の保障成分量は整数（例 N4.0%、P5.0%、K3.0%）とする場合がほとんどですが、整数以外の数値（例 N4.2%、P5.3%、K3.3%）を保障成分量としても、問題ないでしょうか？

A) 各保証成分について、指定された量に満たない端数がある場合は当該端数を切り捨てて表示しなければならないことになっておりますが、この決まりを満たしているのであれば構いません（肥料取締法施行規則第 11 条第 8 項第 4 号）。

● **Q⑪** 販売業者保証票には、「生産した年月」と「販売業者保証票を付した年月」の双方を記載することになっているが、「販売業者保証票を付した年月」の表示項目だけ、あるいはどちらかの表示項目があれば十分ではないでしょうか？

▲) 販売業者は販売業者保証票、生産業者は生産業者保証票を肥料の容器又は包装の外部に付すこととなっています。その上で、販売業者が肥料の容器を開けたり、袋を変更したりするなどの作業をした場合、販売業者は遅滞なく販売業者保証票を付さなければなりませんとされています。

この規制の背景は、肥料の容器を開けたり袋を変更することによって、その肥料の品質に影響が生じることを前提としています。

そもそも、生産した年月と、販売業者保証票を付した年月というのは、両方とも農業者が購入するにあたって必要な情報になりますので、現時点で緩和することは考えておりません。引き続きこのような表示をしていただきたいと思います。

● Q⑫ クロピラリドによる生育障害と見分けがつかない類似症状(例えばウイルス等の影響)があるなら、どのようなものがあるのか教えていただきたい。

▲) クロピラリドによる生育障害は、土壌中のクロピラリド濃度や、作物及び環境条件の影響を受けるため、一概には説明できませんが、葉がカップ状に変形することが特徴的な症状です。

一方、農薬による薬害や、ウイルス病等で見られるような症状は現れません。具体的にクロピラリドによる生育障害が疑われる症状については、平成21年に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が「肥料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」を作成しており、その中に多くの症例写真が掲載されています。その症例と実際の症状とを照らし合わせて確認いただければ、一番わかりやすいかと思えます。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

株式会社ハイポネックスジャパン

〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-1-9

新大阪フロントビル11階

TEL:06-6396-0812

FAX:06-6396-1136

URL:<http://www.hyponex.co.jp/>

弊社は今年創立55周年を迎え、総合園芸メーカーとして肥料を中心に園芸資材の輸入・製造・販売を行っております。家庭園芸分野においては、「ハイポネックス原液」「マグアンプK」を中心に家庭園芸薬品、培養土等多くの園芸愛好家の方々に愛顧頂いております。また、花き生産者向けの肥料、用土も扱っており、これまでに培った栽培技術を消費者へフィードバック出来る強みも持っております。今後も機能性の高い、高品質な製品を消費者に届け、マーケットの拡大を目指します。

弊社は1954年の設立以来、植物活力素メネデルの普及一筋に取り組んできました。安全・安心が重視される社会環境の中、安全で使用が容易な特徴を生かして、より多くのお客様の園芸ライフに貢献できるようさらなる普及を目指します。一方、関連する取扱商品の多角化にも取り組み、肥料・用土の分野でもより良い製品を求めお客様に提供できる製品を開発しています。今後も、園芸・緑化・生産の各分野でお客様のニーズに合致する製品を幅広く提供していきたいと考えています。

メネデル株式会社

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-4-9

淀屋橋ダイビル10F

TEL:06-6209-8041

FAX:06-6209-8061

HP:<http://www.menedael.co.jp/>

日本フラワー&ガーデンショウに出展

協議会の活動の一環として、今年も2017日本フラワー&ガーデンショウに出展いたしました。27回目となる同ショウは公益社団法人日本家庭園芸普及協会が主催されているもので、4月1～3日に去年に引き続き横浜市のパシフィコ横浜で会場を1.5倍に拡大して開催され、6万1280人が来場してにぎわいました。協議会では会場内にブースを出展し、肥料・用土の知識や協議会の

活動、FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)様の紹介、サンプル展示等を行いました。



事務局より

新会員のお知らせ

【平成29年度期入会】

のむら産業株式会社(平成29年4月1日)

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内

TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>